

**国家知識産権局「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）」に関する
意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第二十一条 全体 【重複登録の禁止】	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人が元の登録商標の抹消に同意するプロセス（いつどのように等）を運用基準として整備すべきである ・運用基準を整備できない場合は、第二十一条をすべて削除すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条は重複登録を禁止するものであり、その例外の一つに「出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合」が挙げられているが、この同意プロセスが明確でなく、出願人の負担が計り知れない
第二十一条 (五)項 【重複登録の禁止】	<ul style="list-style-type: none"> ・重複登録の禁止例外の一つである(五)項を以下の通り変更すべきである 「(五) 先の商標は他人の先行権利或いは権益と衝突し無効宣告されたが、当該先行権利或いは権益が既に存在しない、又は先行権利或いは権益に対して無効を求める請求がされている場合」 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効請求が確定するまではその期間に出願される第三者の商標が先行商標となることを防ぐため同一の出願をする必要がある
第二十二条 【悪意の商標登録出願】	<ul style="list-style-type: none"> ・「悪意の商標登録出願」とされる第二十二条(一)項乃至(五)項各項について、各々の判断基準を運用基準として整備すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような場合に「悪意の商標登録出願」と判断されるかが明確でなく、本条違反に該当するかの予測が困難である
第二十七条 【出願の要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・「商標登録出願を行うに当たって費用を納めなかった場合、当該商標登録出願が提出されなかったとみなす。」との規定について、運用措置を整備すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・不注意によって費用を納め忘れた場合を救うために、リマインド通知を行う、期間延長請求を可能にするなどの運用措置が必要である
第三十六条 【商標の異議申立】	<ul style="list-style-type: none"> ・異議を申し立てる期間を改正草案の「2か月」とせず、改正前の「3か月」を維持すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3者の商標を対象とする異議申し立てには慎重かつ十分な準備が必要であり、2か月では時間が不足する

<p>第六十一条【商標の使用状況の説明】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第六十一条をすべて削除すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標登録が許可された日から5年ごとに指定商品における当該商標の使用状況又は不使用の正当な理由を説明しなければならず、また、ランダムな抜き打ち検査への対応と共に、指定商品における商標を使用している善良な権利者に対して過剰な商標管理業務の負担を与えるものである ・指定商品に関連する範囲等で防衛的に保有している商標権がこの制度によって抹消されるのは、権利者にとって相当の不利益となる ・不使用の商標は第四十九条に基づき既に取り消し可能であり、取り消しや抹消を目的とした二重の制度は不要である ・なお、第四十九条のような不使用等の取り消しとは異なり、本第六十一条に基づく商標の取り消し理由は不合理である
<p>第六十一条【商標の使用状況の説明】</p>	<p>(第六十一条すべてを削除不可の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一項の「指定商品における当該商標の使用状況又は不使用の正当な理由を説明」については、指定商品の一部についての使用状況の説明とすべきである。 ・第三項の説明の真実性に対するランダムな抜き打ち検査の実施を削除すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定商品の全てに対して説明が必要であると権利者に過剰な負担を与えるものである。 ・ランダムな抜き打ち検査の公平性が不明確である ・ランダムに選択される検査の母集団が年月別なのか出願人別なのか基準が不明であるため、検査の発生頻度が不明である <p>従って、本条第一項に基づき実施される5年ごとの使用状況の説明と時期が重複する場合、前後して検査される場合、当該5年間に何度も検査が行われる場合などが懸念される。</p> <p>第一項と第三項を併用することは、指定商品における商標を使用している善良な権利者に対して過剰な負担を与えるものである</p>

第七十八 条【商標 侵害の公 益訴訟】	・本条の適用について運用基準を整備できない場合は、条項を全削除すべきである	・検察機関が人民法院に提訴できる前提となる諸事項について、具体的な運用基準が明らかでなく、例えば、悪意の使用ではない善良な事業活動を行っている者であっても突然訴追される懸念を拭えない
第八十三 条【悪意 による駆 抜け登録 の民事賠 償】	・第二十二條と共に。どのような場合を「悪意をもった商標登録の出願」とするかを運用基準として整備すべきである	・どのような場合に「悪意の商標登録出願」と判断されるかが明確でなく、本条違反に該当するかの予測が困難である

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)